事　務　連　絡
令和５年５月２２日

各都道府県・指定都市教育委員会指導事務主管課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人学校事務主管課　御中
構造改革特別区域法第１２条第１項の認定を受けた
各地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省初等中等教育局教育課程課
文部科学省初等中等教育局幼児教育課
文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

学校におけるアカミミガメ及びアメリカザリガニの取扱いについて（周知）

学校における外来生物の取扱いについては、かねてから御留意いただいていることと思いますが、この度、環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室から、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（平成十六年法律第七十八号）に基づき、令和５年６月１日にアカミミガメ及びアメリカザリガニが条件付特定外来生物として特定外来生物に指定されることに伴い、学校におけるアカミミガメ及びアメリカザリガニの取扱いに関し、周知のため別紙１のとおり依頼がありました。

これまでも学校においては、生活科等の教育活動において、地域の自然環境や生態系の破壊につながらないように外来生物等の取扱いには十分配慮することとなっておりますが、今般の指定により、学校においてアカミミガメ及びアメリカザリガニを飼育等する場合は、以下の事項に御留意いただきますようお願いいたします。

○ 教育目的で、購入をせずに、野外捕獲や無償譲渡により入手したアカミミガメ及びアメリカザリガニを飼養等する場合、又は以前より飼養していたアカミミガメ及びアメリカザリガニを引き続き飼養する場合は、環境大臣が告示で定める飼養等基準（別紙２、ポイントを記載したリーフレット別紙３参照）を遵守しなければなりません。（なお、令和５年 11 月 30 日までは、飼養等の禁止の規制の猶予期間となります。）

○ 飼育等しているアカミミガメ及びアメリカザリガニを野外に放すことは禁止されます。上記猶予期間であっても、適切な管理をせずにアカミミガメ及びアメリカザリガニが逃げ出した場合には違法となることがあります。

○ 教育目的でアカミミガメ及びアメリカザリガニを購入して飼育する場合は、飼養等の許可を受けることが必要となり、また、購入に当たっては販売が可能な者から購入する必要があります。

都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対し、指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対し、都道府県私立学校主管部課及び構造改革特別区域法第12条第１項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所管の学校及び学校法人等に対し、附属学校を置く各国公立大学法人学校事務主管課におかれては、附属学校に対し、このことについて十分周知を図られるようお願いします。

（添付資料）

別紙１　環境省から周知依頼に係る事務連絡（学校におけるアカミミガメ・アメリカザリガニの取扱いについて（周知依頼））

別紙２　アカミミガメ・アメリカザリガニに係る飼養等基準の内容

別紙３　事業者向けリーフレット

＜本件連絡先＞

（学校動物飼育に関すること）

文部科学省初等中等教育局教育課程課

教育課程第一係

TEL：03-5253-4111（内線2903）

メール：kyoikuichikakari@mext.go.jp

（幼児教育に関すること）

文部科学省初等中等教育局幼児教育課

指導係

TEL：03-5253-4111（内線2376）

メール：youji-shidou@mext.go.jp

（特別支援教育に関すること）

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

指導係

TEL：03-5253-4111（内線3716）

メール：toku-sidou@mext.go.jp

別紙１

事　務　連　絡
令和５年５月 18 日

文部科学省初等中等教育局教育課程課
幼児教育課
特別支援教育課　御中

環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室

学校におけるアカミミガメ・アメリカザリガニの取扱いについて（周知依頼）

外来生物対策行政の推進につきましては、日頃より格段の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

アカミミガメ及びアメリカザリガニ（以下「アカミミガメ等」という。）は水生生物の捕食等により水辺の生態系へ大きな影響を与えると考えられることから、外来生物法に基づき、令和５年６月１日に条件付特定外来生物として特定外来生物に指定されます。これに伴い、別添１のとおり都道府県知事宛て通知されましたので、お知らせいたします。

学校教育の現場におかれては、アカミミガメ等を飼育する機会も多いことを踏まえ、別添の内容について各都道府県の教育行政機関等を通じて学校教育関係者の方々に周知いただきますようお願い致します。その際、特に学校におけるアカミミガメ等の取扱いについては下記の事項に留意いただくよう、あわせて周知をお願い致します。

別添１は下記 URL よりご確認願います。

https://www.env.go.jp/nature/intro/1law/files/230601sekoutsuuchi.pdf

記

１．学校におけるアカミミガメ等の飼養等について（別添１の添付資料１（３）ア①及び４（２）参照）

教育目的で、購入をせずに、野外捕獲や無償譲渡により入手したアカミミガメ等の飼養等をする場合又は以前より飼養していたアカミミガメ等を引き続き飼養する場合は、主務大臣が定める方法を遵守して飼養等をすれば、飼養等の禁止（外来生物法第４条）の規制の適用除外となり、飼養等に係る手続きは不要となります。この「主務大臣が定める方法」については、アカミミガメ等が逃げないように飼養等をするための基準（飼養等基準）として、告示で定めています。当該告示の具体的な内容については別添１の添付資料４（２）に記載しており、別添２及び別添３のリーフレットでもイラストでポイントを記載していますので、参照頂き、アカミミガメ等が逃げないように飼養等をして頂くようお願い致します。

なお、令和５年６月１日の時点でアカミミガメ等を教育目的で飼養等している場合は、令和５年 11 月 30 日までは飼養等の禁止の規制の猶予期間となり、当該期間は飼養等基準を満たしていない場合であっても飼養等の禁止の違反とはなりません。ただし、適切な管理をせずにアカミミガメ等が逃げ出した場合は放出等の禁止（外来生物法第９条）の違反となることがありますので、猶予期間であってもアカミミガメ等が逃げないように飼養等をして頂くようお願い致します

また、土地や施設の所有者や管理者の関与が無い状況でアカミミガメ等が自然に生息している場合（学

校のビオトープ等に生息している場合であっても、給餌など、アカミミガメ等の誘因、維持、死傷の防止等のための具体的な管理行為を行っていない場合）は飼養等に該当せず、飼養等の禁止の規制の対象とはなりません。

２．学校での教育活動におけるアカミミガメ等の取扱いについて

捕獲は外来生物法の規制対象ではないため、学校での教育活動で野生のアカミミガメ等を捕獲することは可能です。捕獲したアカミミガメ等を持ち帰ることも可能ですが（＊１）、一度持ち帰ったものを野外に放すことは禁止となるため、最後まで逃がさずに飼うことが出来るかどうかをよく考えたうえで持ち帰ることを徹底頂くようお願い致します。

（＊１）別添３のリーフレット裏面に記載している「ザリガニ釣りをさせることはできますか？」の内容は、事業者が飼養等をしているザリガニを釣らせることを想定した内容となっています。

また、学校での教育活動でアカミミガメ等を児童生徒に配り、その場で解剖等に用いたり回収したりすることは可能ですが、学校で飼養等をしているアカミミガメ等を児童生徒に配り持ち帰らせることは頒布に当たるため、規制対象となります。

学校での教育活動でアカミミガメ等を取扱う際には、アカミミガメ等が生態系等に影響を与える外来種であることや、飼う場合は最後まで逃がさずに飼うことが必要であること等について、児童生徒に対して積極的にご指導頂けると幸いです。

３．学校によるアカミミガメ等の購入について（別添１の添付資料１（３）イ及び３（１）（３）参照）

アカミミガメ等の購入については譲渡し等の禁止（外来生物法第８条）の規制の対象となることから、教育目的でアカミミガメ等を購入して飼養等をする場合は、飼養等の許可を受けることが必要となります。また、購入に当たっては、飼養等の許可を得た者等、販売が可能な者（別添１の添付資料３（３）参照）から購入する必要があります。

申請書の様式については、下記(＊２)に掲載している「飼養等許可申請書様式（愛玩・観賞目的以外）」をご使用願います。

(＊２)日本の外来種対策 HP：アカミミガメ・アメリカザリガニの規制内容と手続き

https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/regulation/kisei.html

飼養等の許可を受けるには、別添通知別紙１の基準を満たす特定飼養等施設が必要であり、申請書の添付資料として、当該施設の図面、位置図、概況図、写真が必要です。また、飼養等をする目的を説明する資料として、教育計画の概要の添付が必要です。飼養等の許可申請をされる場合には、下記(＊３)を参照のうえ管轄の地方環境事務所等までご相談願います。

(＊３)日本の外来種対策 HP：連絡先

https://www.env.go.jp/nature/intro/reo.html

なお、令和５年６月１日の時点でアカミミガメ等を教育目的で飼養等している場合は、令和５年 11 月 30 日までは許可申請の猶予期間となり、当該期間は許可なしで教育目的での購入を行うことができます。

（参考）規制の周知及び普及啓発のためのツールについて

・日本の外来種対策 HP：2023 年 6 月 1 日よりアカミミガメ・アメリカザリガニの規制が始まります！

https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/regulation/jokentsuki.html

規制内容等について周知しているほか、当ページ内の「普及啓発資料」において、規制の周知のためのチラシ、ポスター、事業者向けリーフレット、動画等のリンクを掲載しています。

例１）動画　カメのヒーローになれる雑学 -アカミミガメと外来生物法について【WoW キツネザル×環境省】

https://www.youtube.com/watch?v=jSL4ju7Ab18&list=PL9Gx55DGS7x7WRm1bYEINRfnrhRaVlRnn&index=17

例２）動画　今こそアカミミガメを語ろう！　カメトーク！【WoW キツネザル×環境省】

https://www.youtube.com/watch?v=OT7CdGIpbUA

・日本の外来種対策 HP：アメリカザリガニ

https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/attention/amezari.html

アメリカザリガニが生態系等へ与える影響等について、イラストを掲載しています。

・日本の外来種対策 HP：学習ツール

https://www.env.go.jp/nature/intro/4document/tool.html

アカミミガメ及びアメリカザリガニをはじめとした外来種問題について学ぶための動画やワークシート等を掲載しています。授業等でご活用頂ければ幸いです。

何が問題？

アカミミガメは全国各地に定着し、在来カメ類の日光浴の場所や食物を奪うなどの影響を及ぼしています。また、雑食性で水草や様々な水生生物を捕食するため、在来生物群集に大きな影響を与えると考えられます。

規制のポイント

- ●放出は禁止されます。適切な管理をせずに逃げ出した場合も違法となることがあります。
- ●生きた個体の輸入、販売、購入や、販売・頒布を目的とした飼育等が規制されます。
- ●無償であっても、生きた個体を広く配ること（頒布）は規制されます。（新しい飼い主探しをする事業者は届出により無償での頒布が可能）
- ●販売・頒布を目的としない場合でも、生きた個体の飼育等を業として行う場合は、逃がさないように飼育等するための基準（飼養等基準）を守る必要があります。

※頒布とは、有償・無償を問わず、不特定または特定多数の者に広く配るような行為をいいます。

※飼育等には、飼育、保管、運搬を含みます。

これらに違反した場合は罰金・罰則の対象となります。

Q1 事業敷地内に勝手にアカミミガメが生息している場合も、業としての飼育等に当たりますか？

A 敷地の所有者や管理者の関与が無い状況で生息している場合は飼育等には該当しませんが、給餌している場合などは飼育等に該当します。

Q2 有償での引き取りはできますか？

A 引き取り料をもらって個体を引き取ることは、販売・頒布には当たらず手続きは不要です。事業として行う場合、引き取った後の飼育等については飼養等基準の遵守が必要です。

問合せ先

規制に関する情報や必要な手続き等についてはこちら

規制に関するご質問・ご相談については相談ダイヤルへ

環境省アメリカザリガニ・アカミミガメ相談ダイヤル 終了時期未定

ナビダイヤル **0570-013-110**

IP電話等の場合 **06-7739-7899**

受付時間 AM9:00 ～ PM5:00（12/29 ～ 1/3 は除く）

通話料は発信者の負担となります

手続きを希望する場合は管轄の地方環境事務所へ

令和5年6月1日から規制スタート

アカミミガメを扱う事業者の方へ

外来生物法に基づき条件付特定外来生物*に指定

*特定外来生物のうち、一部の規制がかからない生物

ミシシッピアカミミガメ（ミドリガメ）、キバラガメ、カンバーランドキミミガメの３亜種が対象です

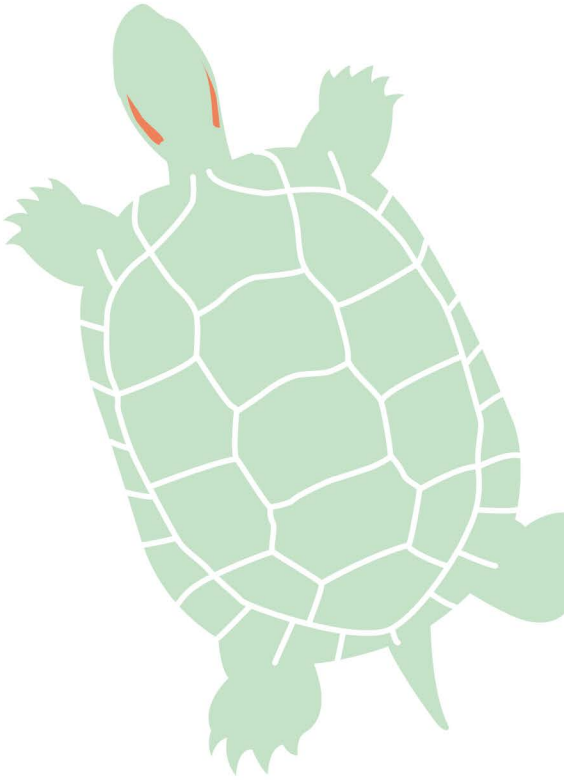

飼育・販売・購入等にご注意ください

別添２

環境省

販売・頒布・購入を行う方へ

●生きた個体をペット等として販売・頒布・購入することはできません

●販売・頒布・購入（販売・頒布に伴う飼育等を含む）については、以下の手続きを行った場合のみ可能です

許可が必要

●生業の維持のために生きた個体を飲食店用、学術研究用、展示用、教育用に販売・頒布すること

●学術研究、展示、教育、生業の維持のために生きた個体を購入すること（ただし飲食店による購入は手続き不要）

※「生業の維持」については指定時に行っている生業を継続させることをいいます。
指定後に開始した販売・頒布に対して許可は出せません。

※防除事業として防除した生きた個体を販売・頒布する場合は防除の確認・認定が必要です。

届出が必要

●やむを得ず飼育の継続が困難となった個体を新しい飼い主へ頒布すること

参照 規制の詳細はこちら

飼育・保管・運搬を業として行う方へ

販売・頒布・購入を行うかどうかに関わらず、生きたアカミミガメの飼育・保管・運搬を業として行う場合には、許可手続きが不要な場合であっても、飼養等基準を守る必要があります。

参考 飼養等基準についてはこちら

飼育等を業として行う場合とは？

一般家庭以外で飼育等する場合で、営利・非営利を問わず、反復継続して飼育等しており、社会通念上事業の遂行と見ることが出来る場合をいいます。

例
- 販売・流通業者
- 動物園、水族館、博物館等
- 学校等（保育園・幼稚園や大学等を含む）
- 都市公園等管理者
- 研究者
- 引き取り飼養を行う事業者
- 防除事業者

以下のポイントを参考に、
アカミミガメが自力で逃げないよう飼育等してください

●容易に壊れない丈夫な施設で飼うこと

●施設の内部にアカミミガメが登って逃げ出すような構造物・樹木等がないこと

水槽等の容器に入れる場合

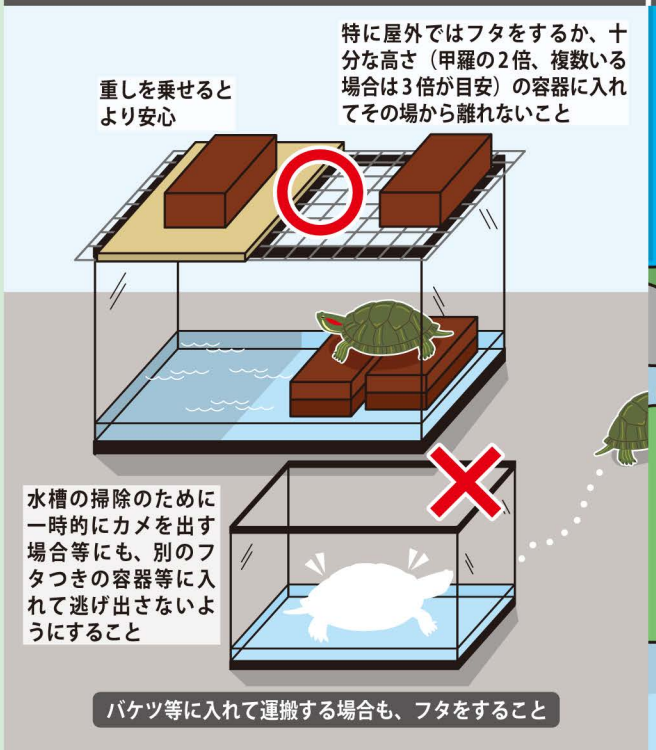

池などで飼う場合・擁壁や柵等で囲う場合

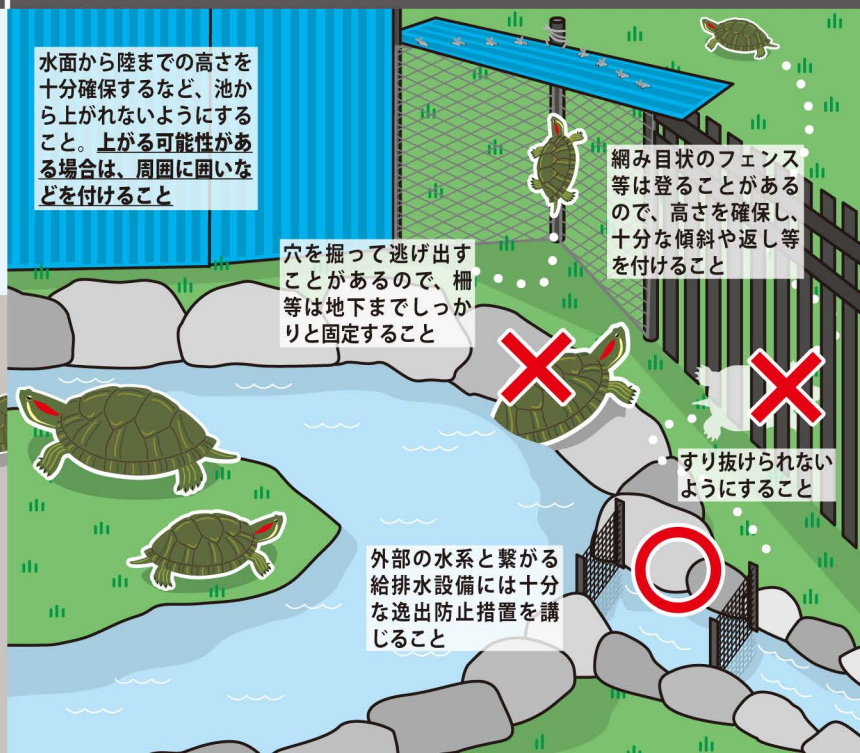

何が問題？

アメリカザリガニは日本全国に広く定着し、水生植物を消失させたり水生昆虫の局所的な絶滅を引き起こすなど、生態系等へ大きな被害を与えています。また、ザリガニペストや白斑病などを保菌し、ニホンザリガニを含む在来甲殻類に大きな影響を与える可能性があります。

規制のポイント

- ●放出は禁止されます。適切な管理をせずに逃げ出した場合も違法となることがあります。
- ●生きた個体の輸入、販売、購入や、販売・頒布を目的とした飼育等が規制されます。
- ●無償であっても、生きた個体を広く配ること（頒布）は規制されます。
- ●冷凍や加工などをして販売するために商業的繁殖を行うことも規制されます。
- ●販売・頒布を目的としない場合でも、生きた個体の飼育等を業として行う場合は、逃がさないように飼育等するための基準（飼養等基準）を守る必要があります。

※頒布とは、有償・無償を問わず、不特定または特定多数の者に広く配るような行為をいいます。

※飼育等には、飼育、保管、運搬を含みます。

これらに違反した場合は罰金・罰則の対象となります。

Q1 事業敷地内に勝手にアメリカザリガニが生息している場合も、業としての飼育等に当たりますか？

A 敷地の所有者や管理者の関与が無い状況で生息している場合は飼育等には該当しませんが、給餌している場合などは飼育等に該当します。

Q2 ザリガニ釣りをさせることはできますか？

A 個体の持ち帰りをさせず、キャッチアンドリリース等する場合は、飼養等基準を遵守していれば許可手続きは必要ありません。個体の持ち帰りをさせることはできません。

問合せ先

規制に関する情報や必要な手続き等についてはこちら

規制に関するご質問・ご相談については相談ダイヤルへ

環境省アメリカザリガニ・アカミミガメ相談ダイヤル 終了時期未定

ナビダイヤル **0570-013-110**

IP電話等の場合 **06-7739-7899**

受付時間 AM9:00 ～ PM5:00（12/29 ～ 1/3 は除く）

通話料は発信者の負担となります

手続きを希望する場合は管轄の地方環境事務所へ

令和5年6月1日から規制スタート

アメリカザリガニを扱う事業者の方へ

外来生物法に基づき条件付特定外来生物*に指定

＊特定外来生物のうち、一部の規制がかからない生物

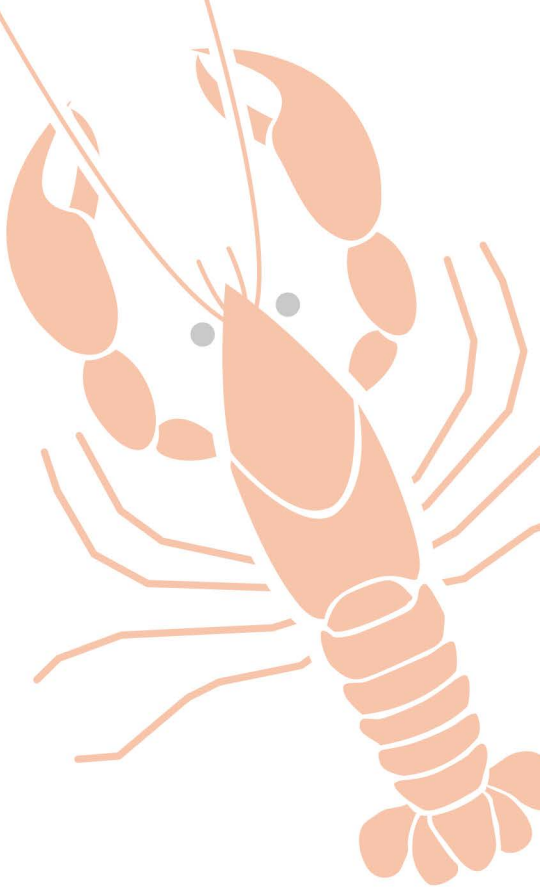

飼育・販売・購入等にご注意ください

環境省

別添3

販売・頒布・購入を行う方へ

●生きた個体をペットあるいは釣り餌等として販売・頒布・購入することはできません

●販売・頒布・購入（販売・頒布に伴う飼育等を含む）については、以下の手続きを行った場合のみ可能です

許可が必要

●生業の維持のために生きた個体を飲食店用、学術研究用、展示用、教育用、飼養生物の餌用に販売・頒布すること（飲食店による購入以外の場合には、購入側も許可を受けている又は届出をしている必要がある。）

●生業の維持のために商業的繁殖を行って冷凍や加工品の状態で販売・頒布すること（繁殖を行わない場合は、冷凍や加工品の販売・頒布に手続きは不要）

●学術研究、展示、教育、生業の維持のために生きた個体を購入すること（ただし飲食店による購入は手続き不要）

※「生業の維持」については指定時に行っている生業を継続させることをいいます。
指定後に開始した販売・頒布に対して許可は出せません。

※防除事業として防除した生きた個体を販売・頒布する場合は防除の確認・認定が必要です。

届出が必要

●生きたアメリカザリガニを飼養生物の餌用として購入し保管すること

参照 規制の詳細はこちら

飼育・保管・運搬を業として行う方へ

販売・頒布・購入を行うかどうかに関わらず、生きたアメリカザリガニの飼育・保管・運搬を業として行う場合には、許可手続きが不要な場合であっても、飼養等基準を守る必要があります。

参考 飼養等基準についてはこちら

飼育等を業として行う場合とは？

一般家庭以外で飼育等する場合で、営利・非営利を問わず、反復継続して飼育等しており、社会通念上事業の遂行と見ることが出来る場合をいいます。

例
- 販売・流通業者、漁業者
- 動物園、水族館、博物館等
- 学校等（保育園・幼稚園や大学等を含む）
- 都市公園等管理者
- 研究者
- 飲食店
- ザリガニ釣り事業者
- 防除事業者

以下のポイントを参考に、
アメリカザリガニが自力で逃げないよう飼育等してください

●容易に壊れない丈夫な施設で飼うこと

●施設の内部にアメリカザリガニが登って逃げ出すような構造物・樹木等がないこと

水槽等の容器に入れる場合

バケツ等に入れて運搬する場合も、フタをすること

池などで飼う場合・擁壁や柵等で囲う場合

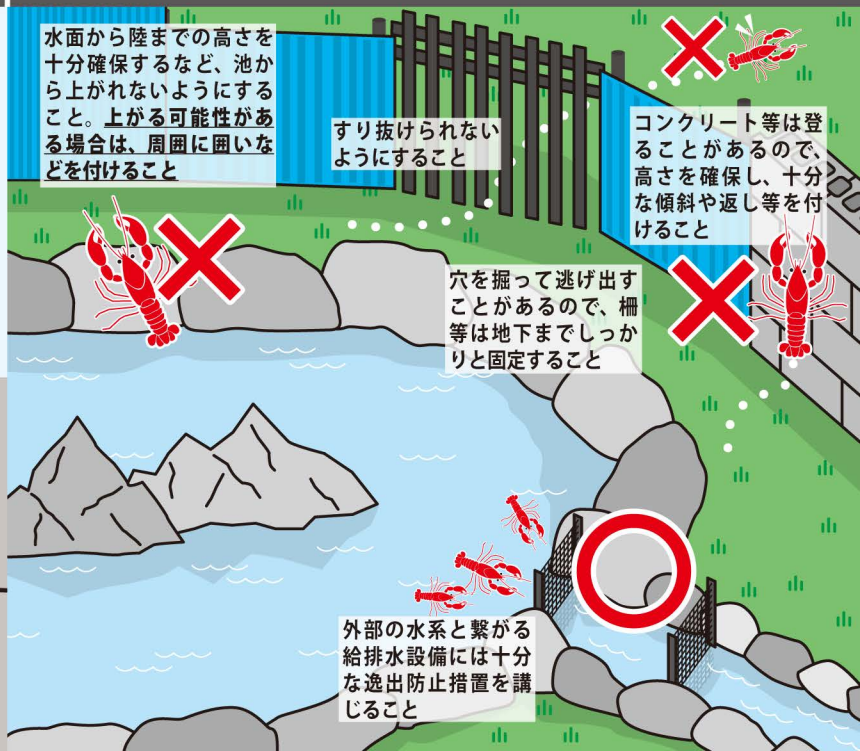

別紙２

アカミミガメに係る飼養等基準の内容

① 次の⑴～⑸のいずれかの特定飼養等施設で飼養等をすること。

⑴ おり型又は網室型の施設であって、次に掲げる要件を満たすもの

(i) 当該施設において飼養等する特定外来生物の個体（以下①において「当該個体」という。）の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、かつ、振動、転倒、落下等による外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。

(ii) おり型の施設にあってはおりの格子の間隔が、網室型の施設にあっては網の目の大きさが、特定個体が通り抜けることのできないものであること。

(iii) 給排水設備を通じて当該個体が外部に逸出しないよう当該設備に逸出防止措置が講じられていること。

(iv) 飼養等をする者が当該施設を維持管理する権原を有していること。

⑵ 擁壁式、空堀式又は柵式の施設であって、次に掲げる要件を満たすもの

(i) 当該個体の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、かつ、振動、転倒、落下等による外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。

(ii) 擁壁式又は空堀式の施設にあっては、当該個体の逸出を防止するため、その壁面が平滑であり、又は十分な傾斜等を有し、かつ、十分な高さを有すること。

(iii) 柵式の施設にあっては、当該個体の逸出を防止するための返し等の設備を有し、又は当該個体が登ることができないよう平滑であるか十分な傾斜等を有し、かつ、十分な高さを有すること。

(iv) 柵式の施設にあっては、柵の格子の間隔又は金網の目の大きさが、当該個体が通り抜けることができないものであること。

(v) 地面に擁壁や柵を設置する場合にあっては、十分な深さの地下に固定する等、当該個体が穴を掘って脱出することを防止する措置が講じられていること。

(vi) 擁壁、空堀又は柵の内部及びその周辺には、当該個体の逸出を容易にする樹木、構造物等がないこと。

(vii) 給排水設備を通じて当該個体が外部に逸出しないよう当該設備に逸出防止措置が講じられていること。

(viii) 飼養等をする者が当該施設を維持管理する権原を有していること。

⑶ 当該個体の運搬の用に供することができる施設であって、次に掲げる要件を満たすもの

(i) 当該個体の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、かつ、振動、転倒、落下等による外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。

(ii) 当該個体の出し入れや給餌等に用いる開口部は、ふた、戸等で常時閉じることができるものであること。

(iii)　空気孔又は給排水孔を設ける場合は、その孔が当該個体が逸出できない大きさ又は構造であること。

⑷　水槽又はこれに類する施設であって、次に掲げる要件を満たすもの

(i)　当該個体の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、かつ、振動、転倒、落下等による外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。

(ii)　当該個体の出し入れや給餌等に用いる開口部は、ふた、戸等で常時閉じることができるものであること。ただし、当該個体が登ることができないよう水槽の壁面が平滑である若しくは十分な傾斜等を有しており、かつ、十分な高さを有する場合であって、管理者がその場にいる場合、又は屋外から隔離できる室内に常置する場合においては、この限りでない。

(iii)　空気孔又は給排水孔を設ける場合は、その孔が当該個体が逸出できない大きさ又は構造であること。

(iv)　飼養等をする者が当該施設を維持管理する権原を有していること。

⑸　人工的に設けられた池、沼その他の施設であって、次に掲げる要件を満たすもの

(i)　外部の水系から完全に隔離された構造であること。ただし、外部の水系と繋がる給排水設備に十分な逸出防止措置が講じられている場合は、この限りでない。

(ii)　豪雨、洪水等が発生した場合においても、当該施設内の当該個体が容易に外部の水系に流出するおそれのないこと。

(iii)　当該個体の体力及び習性に応じた堅牢な構造であること。

(iv)　当該個体の逸出を防止するため、その壁面は平滑である又は十分な傾斜等を有し、かつ、水面から十分な高さを有すること。 ただし、周囲に平滑である又は十分な傾斜等を有し、かつ、十分な高さを有する柵を設置する等、十分な逸出防止措置が講じられている場合は、この限りでない。

(v)　施設の周囲に柵等を設置する場合にあっては、十分な深さの地下に固定する等、当該個体が穴を掘って脱出することを防止する措置が講じられていること、かつ、柵の格子の間隔又は金網の目の大きさが、当該個体が通り抜けることができないものであること。

(vi)　施設の内部及びその周辺には、当該個体の逸出を容易にする樹木、構造物等がないこと。

(vii)　飼養等をする者が当該施設を維持管理する権原を有していること。

②　飼養等の状況の確認及び特定飼養等施設の点検を定期的に行うこと。

③　①の特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、一時的に、複数の取扱者の立会いの下、十分な強度を有する網に入れる、人が特定外来生物を直接保持する等の適切な逸出防止措置を講じて飼養等をする場合は、この限りでない。

アメリカザリガニに係る飼養等基準の内容

① 次の⑴～⑷のいずれかの特定飼養等施設で飼養等をすること。

⑴ 擁壁式、空堀式又は柵式の施設であって、次に掲げる要件を満たすもの

(i) 当該施設において飼養等する特定外来生物の個体（以下①において「当該個体」という。）の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、かつ、振動、転倒、落下等による外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。

(ii) 擁壁式又は空堀式の施設にあっては、当該個体の逸出を防止するため、その壁面は平滑である又は十分な傾斜等を有し、かつ、十分な高さを有すること。

(iii) 柵式の施設にあっては、当該個体の逸出を防止するための返し等の設備を有し、又は当該個体が登ることができないよう平滑である又は十分な傾斜等を有し、かつ、十分な高さを有すること。

(iv) 柵式の施設にあっては、柵の格子の間隔又は金網の目の大きさが、当該個体が通り抜けることができないものであること。

(v) 地面に擁壁や柵を設置する場合にあっては、十分な深さの地下に固定する等、当該個体が穴を掘って脱出することを防止する措置が講じられていること。

(vi) 擁壁、空堀又は柵の内部及びその周辺には、当該個体の逸出を容易にする樹木、構造物等がないこと。

(vii) 給排水設備を通じて当該個体が外部に逸出しないよう当該設備に逸出防止措置が講じられていること。

(viii) 飼養等する者が当該施設を維持管理する権原を有していること。

⑵ 当該個体の運搬の用に供することができる施設であって、次に掲げる要件を満たすもの

(i) 当該個体の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、かつ、振動、転倒、落下等による外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。

(ii) 当該個体の出し入れや給餌等に用いる開口部は、ふた、戸等で常時閉じることができるものであること。

(iii) 空気孔又は給排水孔を設ける場合は、その孔が当該個体が逸出できない大きさ又は構造であること。

⑶ 水槽又はこれに類する施設であって、次に掲げる要件を満たすもの

(i) 当該個体の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、かつ、振動、転倒、落下等による外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。

(ii) 当該個体の出し入れや給餌等に用いる開口部は、ふた、戸等で常時閉じることができるものであること。ただし、当該個体が登ることができないよう水槽の壁面が平滑である又は十分な傾斜等を有し、かつ、十分な高さを有する場合であっ

て、管理者がその場にいる場合は、この限りでない。

(iii)　空気孔又は給排水孔を設ける場合は、その孔が当該個体が逸出できない大きさ又は構造であること。

(iv)　飼養等する者が当該施設を維持管理する権原を有していること。

⑷　人工的に設けられた池、沼その他の施設であって、次に掲げる要件を満たすもの

(i)　外部の水系から完全に隔離された構造であること。ただし、外部の水系と繋がる給排水設備に十分な逸出防止措置が講じられている場合は、この限りでない。

(ii)　豪雨、洪水等が発生した場合においても、当該施設内の当該個体が容易に外部の水系に流出するおそれのないこと。

(iii)　当該個体の体力及び習性に応じた堅牢な構造であること。

(iv)　当該個体の逸出を防止するため、その壁面が平滑である又は十分な傾斜等を有し、かつ、水面から十分な高さを有すること。 ただし、周囲に平滑である又は十分な傾斜等を有し、かつ、十分な高さを有する柵を設置する等、十分な逸出防止措置が講じられている場合は、この限りでない。

(v)　施設の周囲に柵等を設置する場合にあっては、十分な深さの地下に固定する等、当該個体が穴を掘って脱出することを防止する措置が講じられていること、かつ、柵の格子の間隔又は金網の目の大きさが、当該個体が通り抜けることができないものであること。

(vi)　施設の内部及びその周辺に、当該個体の逸出を容易にする樹木、構造物等がないこと。

(vii)　飼養等する者が当該施設を維持管理する権原を有していること。

②　飼養等の状況の確認及び特定飼養等施設の点検を定期的に行うこと。

③　①の特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、一時的に、複数の取扱者の立会いの下、十分な強度を有する網に入れる、人が特定外来生物を直接保持する等の適切な逸出防止措置を講じて飼養等をする場合は、この限りでない。

何が問題？

アカミミガメは全国各地に定着し、在来カメ類の日光浴の場所や食物を奪うなどの影響を及ぼしています。また、雑食性で水草や様々な水生生物を捕食するため、在来生物群集に大きな影響を与えると考えられます。

規制のポイント

- ●放出は禁止されます。適切な管理をせずに逃げ出した場合も違法となることがあります。
- ●生きた個体の輸入、販売、購入や、販売・頒布を目的とした飼育等が規制されます。
- ●無償であっても、生きた個体を広く配ること（頒布）は規制されます。（新しい飼い主探しをする事業者は届出により無償での頒布が可能）
- ●販売・頒布を目的としない場合でも、生きた個体の飼育等を業として行う場合は、逃がさないように飼育等するための基準（飼養等基準）を守る必要があります。

※頒布とは、有償・無償を問わず、不特定または特定多数の者に広く配るような行為をいいます。

※飼育等には、飼育、保管、運搬を含みます。

これらに違反した場合は罰金・罰則の対象となります。

Q1 事業敷地内に勝手にアカミミガメが生息している場合も、業としての飼育等に当たりますか？

A 敷地の所有者や管理者の関与が無い状況で生息している場合は飼育等には該当しませんが、給餌している場合などは飼育等に該当します。

Q2 有償での引き取りはできますか？

A 引き取り料をもらって個体を引き取ることは、販売・頒布には当たらず手続きは不要です。事業として行う場合、引き取った後の飼育等については飼養等基準の遵守が必要です。

問合せ先

規制に関する情報や必要な手続き等についてはこちら

規制に関するご質問・ご相談については相談ダイヤルへ

環境省アメリカザリガニ・アカミミガメ相談ダイヤル 終了時期未定

ナビダイヤル **0570-013-110**

IP電話等の場合 **06-7739-7899**

受付時間 AM9:00 ～ PM5:00（12/29 ～ 1/3 は除く）

通話料は発信者の負担となります

手続きを希望する場合は管轄の地方環境事務所へ

令和5年6月1日から規制スタート

アカミミガメを扱う事業者の方へ

外来生物法に基づき条件付特定外来生物*に指定

＊特定外来生物のうち、一部の規制がかからない生物

ミシシッピアカミミガメ（ミドリガメ）、キバラガメ、カンバーランドキミミガメの３亜種が対象です

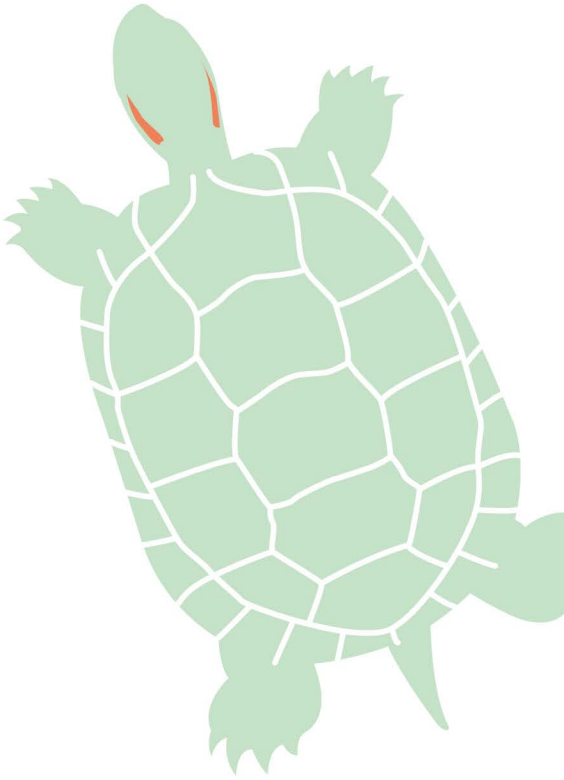

飼育・販売・購入等にご注意ください

環境省

別紙３

販売・頒布・購入を行う方へ

●生きた個体をペット等として販売・頒布・購入することはできません

●販売・頒布・購入（販売・頒布に伴う飼育等を含む）については、以下の手続きを行った場合のみ可能です

許可が必要

●生業の維持のために生きた個体を飲食店用、学術研究用、展示用、教育用に販売・頒布すること

●学術研究、展示、教育、生業の維持のために生きた個体を購入すること（ただし飲食店による購入は手続き不要）

※「生業の維持」については指定時に行っている生業を継続させることをいいます。
指定後に開始した販売・頒布に対して許可は出せません。

※防除事業として防除した生きた個体を販売・頒布する場合は防除の確認・認定が必要です。

届出が必要

●やむを得ず飼育の継続が困難となった個体を新しい飼い主へ頒布すること

参照 規制の詳細はこちら

飼育・保管・運搬を業として行う方へ

販売・頒布・購入を行うかどうかに関わらず、生きたアカミミガメの飼育・保管・運搬を業として行う場合には、許可手続きが不要な場合であっても、飼養等基準を守る必要があります。

参考 飼養等基準についてはこちら

飼育等を業として行う場合とは？

一般家庭以外で飼育等する場合で、営利・非営利を問わず、反復継続して飼育等しており、社会通念上事業の遂行と見ることが出来る場合をいいます。

例
- 販売・流通業者
- 動物園、水族館、博物館等
- 学校等（保育園・幼稚園や大学等を含む）
- 都市公園等管理者
- 研究者
- 引き取り飼養を行う事業者
- 防除事業者

以下のポイントを参考に、
アカミミガメが自力で逃げないよう飼育等してください

●容易に壊れない丈夫な施設で飼うこと

●施設の内部にアカミミガメが登って逃げ出すような構造物・樹木等がないこと

水槽等の容器に入れる場合

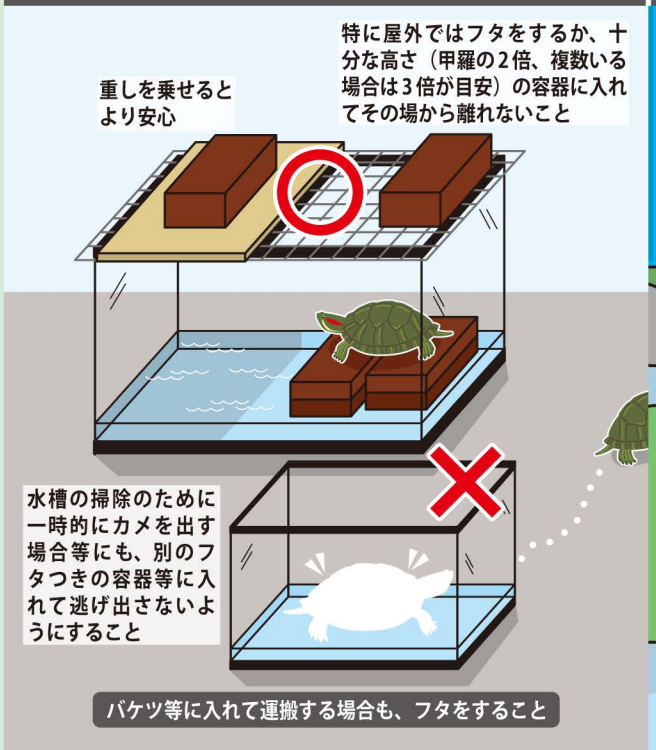

池などで飼う場合・擁壁や柵等で囲う場合

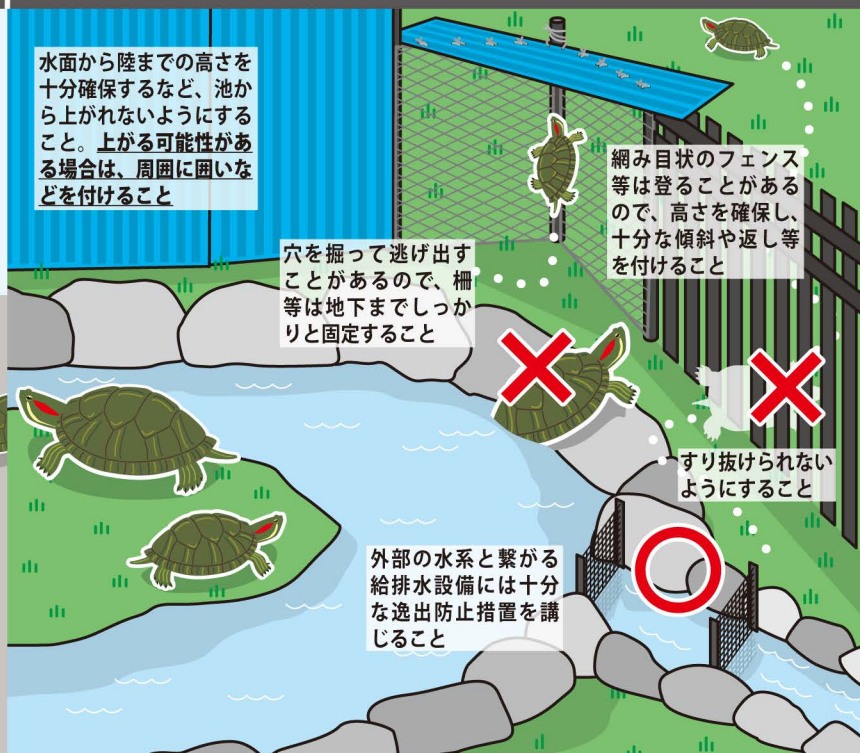

何が問題？

アメリカザリガニは日本全国に広く定着し、水生植物を消失させたり水生昆虫の局所的な絶滅を引き起こすなど、生態系等へ大きな被害を与えています。また、ザリガニペストや白斑病などを保菌し、ニホンザリガニを含む在来甲殻類に大きな影響を与える可能性があります。

規制のポイント

- ●放出は禁止されます。適切な管理をせずに逃げ出した場合も違法となることがあります。
- ●生きた個体の輸入、販売、購入や、販売・頒布を目的とした飼育等が規制されます。
- ●無償であっても、生きた個体を広く配ること（頒布）は規制されます。
- ●冷凍や加工などをして販売するために商業的繁殖を行うことも規制されます。
- ●販売・頒布を目的としない場合でも、生きた個体の飼育等を業として行う場合は、逃がさないように飼育等するための基準（飼養等基準）を守る必要があります。

※頒布とは、有償・無償を問わず、不特定または特定多数の者に広く配るような行為をいいます。

※飼育等には、飼育、保管、運搬を含みます。

これらに違反した場合は罰金・罰則の対象となります。

Q1 事業敷地内に勝手にアメリカザリガニが生息している場合も、業としての飼育等に当たりますか？

A 敷地の所有者や管理者の関与が無い状況で生息している場合は飼育等には該当しませんが、給餌している場合などは飼育等に該当します。

Q2 ザリガニ釣りをさせることはできますか？

A 個体の持ち帰りをさせず、キャッチアンドリリース等する場合は、飼養等基準を遵守していれば許可手続きは必要ありません。個体の持ち帰りをさせることはできません。

問合せ先

規制に関する情報や必要な手続き等についてはこちら

規制に関するご質問・ご相談については相談ダイヤルへ

環境省アメリカザリガニ・アカミミガメ相談ダイヤル 終了時期未定

ナビダイヤル **0570-013-110**

IP電話等の場合 **06-7739-7899**

受付時間 AM9:00 ～ PM5:00（12/29 ～ 1/3 は除く）

通話料は発信者の負担となります

手続きを希望する場合は管轄の地方環境事務所へ

令和5年6月1日から規制スタート

アメリカザリガニを扱う事業者の方へ

外来生物法に基づき条件付特定外来生物*に指定

＊特定外来生物のうち、一部の規制がかからない生物

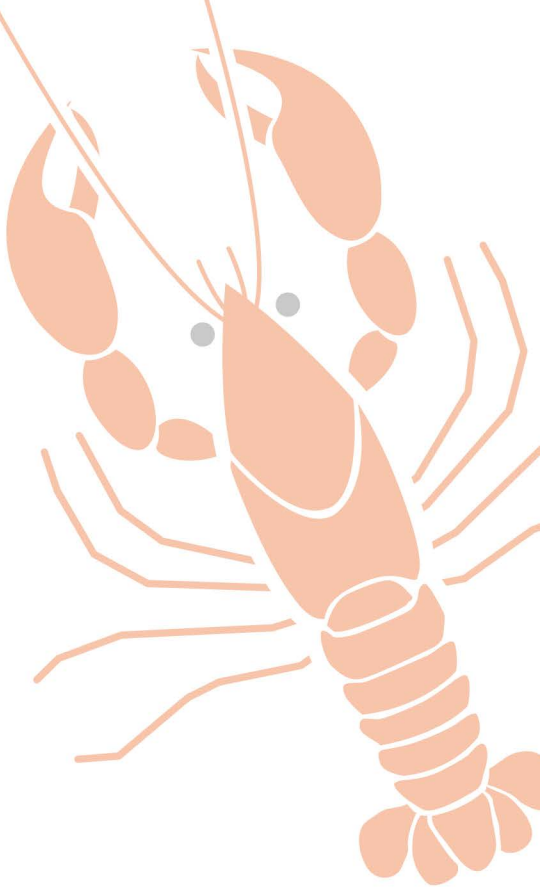

飼育・販売・購入等にご注意ください

環境省

販売・頒布・購入を行う方へ

●生きた個体をペットあるいは釣り餌等として販売・頒布・購入することはできません

●販売・頒布・購入（販売・頒布に伴う飼育等を含む）については、以下の手続きを行った場合のみ可能です

許可が必要

●生業の維持のために生きた個体を飲食店用、学術研究用、展示用、教育用、飼養生物の餌用に販売・頒布すること（飲食店による購入以外の場合には、購入側も許可を受けている又は届出をしている必要がある。）

●生業の維持のために商業的繁殖を行って冷凍や加工品の状態で販売・頒布すること（繁殖を行わない場合は、冷凍や加工品の販売・頒布に手続きは不要）

●学術研究、展示、教育、生業の維持のために生きた個体を購入すること（ただし飲食店による購入は手続き不要）

※「生業の維持」については指定時に行っている生業を継続させることをいいます。
指定後に開始した販売・頒布に対して許可は出せません。

※防除事業として防除した生きた個体を販売・頒布する場合は防除の確認・認定が必要です。

届出が必要

●生きたアメリカザリガニを飼養生物の餌用として購入し保管すること

参照 規制の詳細はこちら

飼育・保管・運搬を業として行う方へ

販売・頒布・購入を行うかどうかに関わらず、生きたアメリカザリガニの飼育・保管・運搬を業として行う場合には、許可手続きが不要な場合であっても、飼養等基準を守る必要があります。

参考 飼養等基準についてはこちら

飼育等を業として行う場合とは？

一般家庭以外で飼育等する場合で、営利・非営利を問わず、反復継続して飼育等しており、社会通念上事業の遂行と見ることが出来る場合をいいます。

例
- 販売・流通業者、漁業者
- 動物園、水族館、博物館等
- 学校等（保育園・幼稚園や大学等を含む）
- 都市公園等管理者
- 研究者
- 飲食店
- ザリガニ釣り事業者
- 防除事業者

以下のポイントを参考に、
アメリカザリガニが自力で逃げないよう飼育等してください

●容易に壊れない丈夫な施設で飼うこと

●施設の内部にアメリカザリガニが登って逃げ出すような構造物・樹木等がないこと

水槽等の容器に入れる場合

バケツ等に入れて運搬する場合も、フタをすること
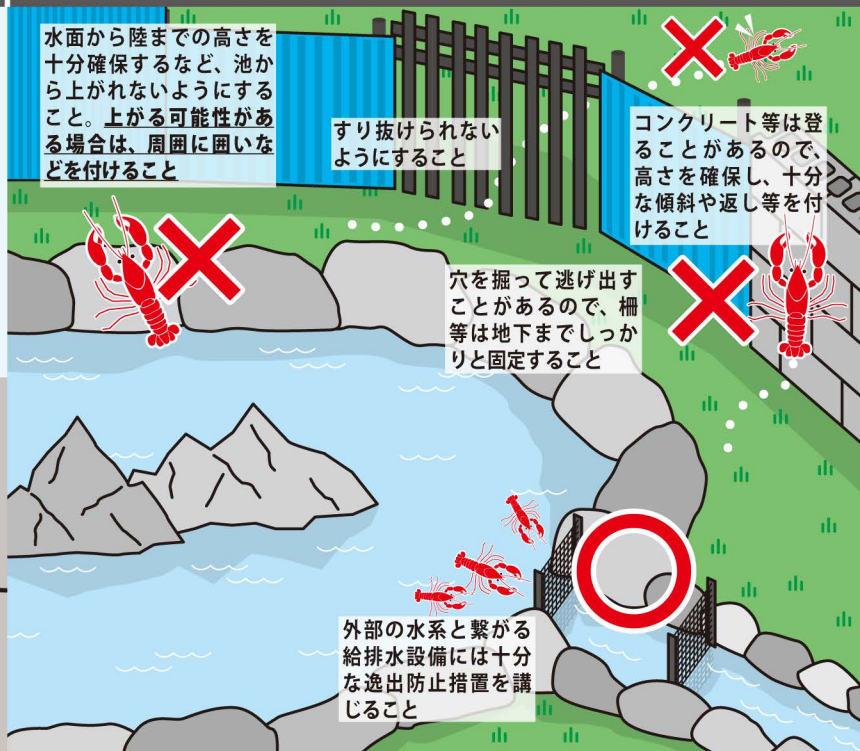
池などで飼う場合・擁壁や柵等で囲う場合